

請 書 (案)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

九州森林管理局長 眞城 英一 殿

住 所
社 名
代表者氏名

- 1 作業名 物件1：国有財産鑑定評価業務（大分西部署：(同) JRE 大分別府湾
代表社員 ENEOS リニューアブル・エナジー（株）
- 2 仕様別紙 仕様書のとおり
- 3 鑑定箇所 大分県杵築市山香町大字野原鹿鳴超国有林 1001 林班と小班外
- 4 契約金額 円也
(うち消費税及び地方消費税額 円)
- 5 提出期限 令和8年8月19日
- 6 提出場所 九州森林管理局 計画保全部 保全課
- 7 検査場所 九州森林管理局
- 8 契約保証金 免除

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条項を承諾の上、誠実に履行いたします。

条 件

第1条 頭書の仕様にに基づき提出期限内に提出します。

第2条 頭書の期限までに提出できない場合は、あらかじめ貴官に、遅延の理由及び納入見込み月日を明らかにした書面をもって延長の承認をお受けします。

第3条 頭書の期限までに提出できないときは、前条に定める承認にかかわらず遅延金として、納入期限の翌日から起算して提出の日までの日数に対し、遅延した日数に応じ意見書報酬額に年3パーセントの率を乗じた額を貴官の請求により納付します。

ただし、遅延が天災その他やむを得ない理由による場合は、免除されるようお願いします。

第4条 作業が完了したときは、その旨貴官に通知し、検査をお受けします。検査に要する経費は、当方で全て負担します。

第5条 前条に定める検査の結果、仕様書に規定する条件に適合した意見評価でないとして再度意見書の確認を求められた場合、及び意見書価格額の決定理由の不備に補完もしくは採用した評価に関する資料、意見価格の手順等に関する事項の追加が求められた場合にはこれに応じます。追加に要する経費は当方ですべて負担します。

第6条 契約金額の支払いは、当方の適法な支払請求書を受理した日から30日以内にお支払い下さい。

第7条 この契約において、次の各号の一つに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解約されても不服は申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。

- (1) この契約に違反し、又は正当な理由が無く義務を履行しないと認められる場合
(2) この契約の履行に当たり、当方又は当方の使用人等に不正の行為があった場合
(3) 破産の宣告を受けた場合又はその恐れがあると認められる場合
(4) 当方から契約の解除を申し出た場合

第8条 前条各号に掲げる理由により、契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴官の請求により納付します。

ただし、天災その他やむを得ないと認められる理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には違約金を免除されるよう承認願います。

第9条 この契約により、知り得た事項及び評価額については外部に公表等はいたしません。

第10条 頭書の仕様に規定する国有財産に対する貴局以外からの評価依頼についてはこれを請けません。

第11条 この契約の履行について、作業の全部又は一部を第三者に委託はいたしません。

第12条 この契約によって当方が納付する遅延金及び違約金等がある場合は、貴官の指示により当方が受領する金額と相殺し又は別に徴収されても異存ありません。

第13条 この請書に定めのない事項については、必要に応じて貴官と協議します。

請 書 (案)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

九州森林管理局長 眞城 英一 殿

住 所
社 名
代表者氏名

- 1 作業名 物件 2 : 国有財産鑑定評価業務 (宮崎北部署 : (同) JRE 第二中九州風力
代表社員 ENEOS リニューアブル・エナジー (株))
- 2 仕様別紙 仕様書のとおり
- 3 鑑定箇所 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 岩屋之迫国有林 2085 林班な小班外
- 4 契約金額 円也
(うち消費税及び地方消費税額 円)
- 5 提出期限 令和 8 年 8 月 1 9 日
- 6 提出場所 九州森林管理局 計画保全部 保全課
- 7 検査場所 九州森林管理局
- 8 契約保証金 免 除

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条項を承諾の上、誠実に履行いたします。

条 件

- 第 1 条 頭書の仕様にに基づき提出期限内に提出します。
- 第 2 条 頭書の期限までに提出できない場合は、あらかじめ貴官に、遅延の理由及び納入見込み月日を明らかにした書面をもって延長の承認をお受けします。
- 第 3 条 頭書の期限までに提出できないときは、前条に定める承認にかかわらず遅延金として、納入期限の翌日から起算して提出の日までの日数に対し、遅延した日数に応じ意見書報酬額に年 3 パーセントの率を乗じた額を貴官の請求により納付します。
ただし、遅延が天災その他やむを得ない理由による場合は、免除されるようお願いします。
- 第 4 条 作業が完了したときは、その旨貴官に通知し、検査をお受けします。検査に要する経費は、当方で全て負担します。
- 第 5 条 前条に定める検査の結果、仕様書に規定する条件に適合した意見評価でないとして再度意見書の確認を求められた場合、及び意見価格額の額の決定理由の不備に補完もしくは採用した評価に関する資料、意見価格の手順等に関する事項の追加が求められた場合にはこれに応じます。追加に要する経費は当方ですべて負担します。
- 第 6 条 契約金額の支払いは、当方の適法な支払請求書を受理した日から 3 0 日以内にお支払い下さい。
- 第 7 条 この契約において、次の各号の一つに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解約されても不服は申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。
(3) この契約に違反し、又は正当な理由が無く義務を履行しないと認められる場合
(4) この契約の履行に当たり、当方又は当方の使用人等に不正の行為があった場合
(3) 破産の宣告を受けた場合又はその恐れがあると認められる場合
(4) 当方から契約の解除を申し出た場合
- 第 8 条 前条各号に掲げる理由により、契約を解除された場合は、違約金として契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を貴官の請求により納付します。
ただし、天災その他やむを得ないと認められる理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には違約金を免除されるよう承認願います。
- 第 9 条 この契約により、知り得た事項及び評価額については外部に公表等はいたしません。
- 第 10 条 頭書の仕様に規定する国有財産に対する貴局以外からの評価依頼についてはこれを請けません。
- 第 11 条 この契約の履行について、作業の全部又は一部を第三者に委託はいたしません。
- 第 12 条 この契約によって当方が納付する遅延金及び違約金等がある場合は、貴官の指示により当方が受領する金額と相殺し又は別に徴収されても異存ありません。
- 第 13 条 この請書に定めのない事項については、必要に応じて貴官と協議します。

請 書 (案)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

九州森林管理局長 眞城 英一 殿

住 所
社 名
代表者氏名

- 1 作業名 物件3：国有財産鑑定評価業務（鹿児島署：颯娃風力発電（株））
- 2 仕様別紙 仕様書のとおり
- 3 鑑定箇所 鹿児島県南九州市颯娃町大字牧之内 熊ヶ谷国有林9林班は1小班外
- 4 契約金額 円也
(うち消費税及び地方消費税額 円)
- 5 提出期限 令和8年8月19日
- 6 提出場所 九州森林管理局 計画保全部 保全課
- 7 検査場所 九州森林管理局
- 8 契約保証金 免除

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条項を承諾の上、誠実に履行いたします。

条 件

- 第1条 頭書の仕様に基づき提出期限内に提出します。
- 第2条 頭書の期限までに提出できない場合は、あらかじめ貴官に、遅延の理由及び納入見込み月日を明らかにした書面をもって延長の承認をお受けします。
- 第3条 頭書の期限までに提出できないときは、前条に定める承認にかかわらず遅延金として、納入期限の翌日から起算して提出の日までの日数に対し、遅延した日数に応じ意見書報酬額に年3パーセントの率を乗じた額を貴官の請求により納付します。
ただし、遅延が天災その他やむを得ない理由による場合は、免除されるようお願いします。
- 第4条 作業が完了したときは、その旨貴官に通知し、検査をお受けします。検査に要する経費は、当方で全て負担します。
- 第5条 前条に定める検査の結果、仕様書に規定する条件に適合した意見評価でないとして再度意見書の確認を求められた場合、及び意見価格額の額の決定理由の不備に補完もしくは採用した評価に関する資料、意見価格の手順等に関する事項の追加が求められた場合にはこれに応じます。追加に要する経費は当方ですべて負担します。
- 第6条 契約金額の支払いは、当方の適法な支払請求書を受領した日から30日以内にお支払い下さい。
- 第7条 この契約において、次の各号の一つに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解約されても不服は申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。
(5) この契約に違反し、又は正当な理由が無く義務を履行しないと認められる場合
(6) この契約の履行に当たり、当方又は当方の使用人等に不正の行為があった場合
(3) 破産の宣告を受けた場合又はその恐れがあると認められる場合
(4) 当方から契約の解除を申し出た場合
- 第8条 前条各号に掲げる理由により、契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴官の請求により納付します。
ただし、天災その他やむを得ないと認められる理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には違約金を免除されるよう承認願います。
- 第9条 この契約により、知り得た事項及び評価額については外部に公表等はいたしません。
- 第10条 頭書の仕様で規定する国有財産に対する貴局以外からの評価依頼についてはこれを請けません。
- 第11条 この契約の履行について、作業の全部又は一部を第三者に委託はいたしません。
- 第12条 この契約によって当方が納付する遅延金及び違約金等がある場合は、貴官の指示により当方が受領する金額と相殺し又は別に徴収されても異存ありません。
- 第13条 この請書に定めのない事項については、必要に応じて貴官と協議します。

請 書 (案)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

九州森林管理局長 眞城 英一 殿

住 所
社 名
代表者氏名

- 1 作業名 物件4：国有財産鑑定評価業務（大隅署：(同) ユーラスエナジー肝付
代表社員（株）ユーラスエナジーホールディングス）
- 2 仕様別紙 仕様書のとおり
- 3 鑑定箇所 鹿児島県肝属郡肝付町北方 国見平国有林 1016 林班そ小班外
- 4 契約金額 円也
(うち消費税及び地方消費税額 円)
- 5 提出期限 令和8年8月19日
- 6 提出場所 九州森林管理局 計画保全部 保全課
- 7 検査場所 九州森林管理局
- 8 契約保証金 免除

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条項を承諾の上、誠実に履行いたします。

条 件

第1条 頭書の仕様にに基づき提出期限内に提出します。

第2条 頭書の期限までに提出できない場合は、あらかじめ貴官に、遅延の理由及び納入見込み月日を明らかにした書面をもって延長の承認をお受けします。

第3条 頭書の期限までに提出できないときは、前条に定める承認にかかわらず遅延金として、納入期限の翌日から起算して提出の日までの日数に対し、遅延した日数に応じ意見書報酬額に年3パーセントの率を乗じた額を貴官の請求により納付します。

ただし、遅延が天災その他やむを得ない理由による場合は、免除されるようお願いします。

第4条 作業が完了したときは、その旨貴官に通知し、検査をお受けします。検査に要する経費は、当方で全て負担します。

第5条 前条に定める検査の結果、仕様書に規定する条件に適合した意見評価でないとして再度意見書の確認を求められた場合、及び意見書価格額の決定理由の不備に補完もしくは採用した評価に関する資料、意見価格の手順等に関する事項の追加が求められた場合にはこれに応じます。追加に要する経費は当方ですべて負担します。

第6条 契約金額の支払いは、当方の適法な支払請求書を受理した日から30日以内にお支払い下さい。

第7条 この契約において、次の各号の一つに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解約されても不服は申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。

(7) この契約に違反し、又は正当な理由が無く義務を履行しないと認められる場合

(8) この契約の履行に当たり、当方又は当方の使用人等に不正の行為があった場合

(3) 破産の宣告を受けた場合又はその恐れがあると認められる場合

(4) 当方から契約の解除を申し出た場合

第8条 前条各号に掲げる理由により、契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴官の請求により納付します。

ただし、天災その他やむを得ないと認められる理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には違約金を免除されるよう承認願います。

第9条 この契約により、知り得た事項及び評価額については外部に公表等はいたしません。

第10条 頭書の仕様に規定する国有財産に対する貴局以外からの評価依頼についてはこれを請けません。

第11条 この契約の履行について、作業の全部又は一部を第三者に委託はいたしません。

第12条 この契約によって当方が納付する遅延金及び違約金等がある場合は、貴官の指示により当方が受領する金額と相殺し又は別に徴収されても異存ありません。

第13条 この請書に定めのない事項については、必要に応じて貴官と協議します。